

第 1 監査の概要

- | | |
|----------|--|
| 1 監査の種類 | 定期・行政監査 |
| 2 監査対象 | 上下水道局 |
| 3 事前調査期間 | 平成 19 年 6 月 27 日から平成 19 年 6 月 28 日まで |
| 4 監査期間 | 平成 19 年 7 月 12 日から平成 19 年 7 月 13 日まで |
| 5 監査対象年度 | 平成 18 年度 |
| 6 監査対象事項 | 財務事務等 |
| 7 監査方法 | 財務事務等が法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかなどに重点をおいて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査調書に基づく質問により行った。 |

第 2 監査対象の概要

上下水道局管理部及び技術部 7 課（中間組織は所管する所属に含める）の主な業務内容及び職員数（平成 19 年 6 月 1 日現在）は、次のとおりである。

（管理部）

【総務課】

諸規程の制定・改廃、公印の管守、職員の人事・給与・勤務条件・福利厚生・安全衛生、臨時的任用職員、労働組合、庁内取締・宿日直、広報広聴、日本水道協会・日本下水道協会、日本農業集落排水協会・三重県農業集落排水事業連絡協議会、議会、監査、組織・事務改善、職員研修、情報公開・個人情報保護、棚卸資産の収納・保管、災害対策、物品の購入・修繕、工事等の入札・契約、庁内営繕、車両の使用・管理、事業用無線局、企業用財産の取得・管理・処分、契約の履行状況、水路・管渠等の使用・加工許可・使用料賦課、水路・管渠等に係る道路河川等の占用継続申請に関する業務等を所掌する。（職員 18 名）

【経営企画課】

経営計画・企画、統計・調査、計画決定・認可申請、都市下水路指定、開発行為指導、雨水排水対策事業計画総括、広域水道事業促進協議会、流域下水道事業連絡調整、下水道事業運営委員会、水道水源保護施策、財政計画・資金計画、予算の調整・決算、出納取扱金融機関・現金・有価証券等の出納・保管、水道料金・企業債・一時借入金、固定資産台帳、業務状況・事業統計、会計システム運用・調製、下水道使用料・受益者負担金に関する業務等を所掌する。

（職員 16 名）

【営業課】

事業収入等の調定・収納・還付・滞納・欠損処分、納入通知書等の発行、上下水道料金等の口座振替事務、水道料金システムの運用管理・調整、業務統計連絡調整、電話交換、水道使用の開始・休止等、使用水量の用途・計量の認定、水道使用の監視・取締り、量水器の点検、計量事務・徴収事務委託、水道料金等の滞納に係る給水停止、下水道使用料の収納、徴収事務の委託、コミュニティ・プラントの加入受付・使用料・加入者負担金の調定・収納、農業集落排水使用料の収納、給水装置工事事業者の指定・申請受付・審査・監督・検査、違反給水装置工事の取締、貯水槽水道施設調査・指導、開発区域内の給水計画の指導、行政区域内給水、水洗化普及促進、排水設備設置等、除害施設設置、排水設備工事の指定業者、排水設備の設計・工事施行、主管工事の監督・竣工検査、排水設備設置助成等、下水道受益者負担金調定・賦課、下水道使用料の減免申請、受益者負担金の口座振替事務、公共下水道事業の供用開始、浄化槽の設置届出・補助申請、

農業集落排水の加入受付・負担金の調定・賦課、合併処理浄化槽設置補助等に関する業務等を所掌する。（職員26名、嘱託職員2名、再任用職員2名）

（技術部）

【水道施設課・水質管理室・水源管理センター】

水道施設の新設・建設改良工事の設計・施行、主管工事の監督及び竣工検査、水源施設の自家用電気工作物、水源管理センター及び水質管理室の作業計画・連絡調整、水源施設統計、給水栓・水道施設の水質検査及び水質管理、水質検査データの管理、水質検査薬品の管理・保管、水源施設の運転・維持管理等を所掌する。（職員33名）

【水道建設課・水道維持管理センター】

建設改良更新工事の設計・施行、主管工事の監督・竣工検査、配水管の洗管作業計画及び水圧調査・調整、道路及び河川等の占用物件の管理・占用調整協議会、竣工図面の整理・管理、水道工事用資材及び関連工法の調査研究、工事積算基準、水道施設管理情報システム運用管理・調整、水道維持管理センターの作業計画連絡調整、消火栓に係る会計負担金、受託工事等の設計・施行、水道管の建設改良工事の設計・施行、主管工事の監督・竣工検査、鉛給水管解消事業、管末残留塩素及び水圧測定、量水器の取付・取外・制度調査、濁水防止調査・計画、資機材の管理に関する業務等を所掌する。（職員49名、再任用1名）

【下水施設課・日永浄化センター】

浄化センター及びポンプ場の作業計画・施設の運転管理・維持修繕・維持管理・修繕工事の設計施行及び電気機械設備及び器具の管理、主管施設の新設改良に係る電気機械設備工事の設計・施行、コミュニティー・プラント施設及び農業集落排水処理場の維持管理及び修繕工事、主管工事の監督・竣工検査に関する業務等を所掌する。（職員34名、再任用2名）

【下水建設課】

公共下水道及び都市下水路の設計・工事施行・改良・維持管理、主管工事の監督及び竣工検査、補助事業の申請、農業集落排水事業等の管路布設工事、事業補償、下水道台帳及び都市下水路台帳の整備・保管、直営作業、資材の管理、主管工事の監督及び竣工検査に関する業務等を所掌する。（職員41名、再任用1名）

第3 監査結果

財務に関する事務の執行及び事務事業の執行並びに行政監査として、旅費の執行状況、時間外勤務の状況及び原課契約工事の執行について監査の結果、次の指摘事項及び所見のとおり、注意、検討又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたってはこれらに十分留意するとともに、改善を要するものについてはその措置を講じるよう要望する。

なお、改善の措置を講じたときは、遅滞なく通知されたい。

1 指摘事項

< 各課共通事項 >

（1）原課契約工事の日付について

現場説明日と見積受取日が同日となっているものが見受けられる。緊急な修繕で当初に設置、施工した業者で、設備、機器等を熟知している場合は、同日提出になることもあるが、一般的には、業者を指名し現場説明を行ない、業者が試算のうえ、数日後に見積書が

提出されるのが通常である。経済性、競争性の観点から一層のコスト意識を持ち、透明性、説明責任を果たせるよう適正な契約事務の執行に努めること。【是正改善事項】

上記対象課～【総務課】【水道施設課】【水道建設課】【下水施設課】【下水建設課】

<各課個別事項>

【総務課】

特になし

【経営企画課】

特になし

【営業課】

特になし

【水道施設課・水質管理室・水源管理センター】

特になし

【水道建設課・水道維持管理センター】

特になし

【下水施設課・日永浄化センター】

特になし

【下水建設課】

特になし

2 所 見

<各課共通事項>

(1) 業務棚卸表について

業務棚卸表は組織の使命を明確にし、その目的を果たすための手段を体系的に記述したもので、成果指標、活動指標の目標値、目的年度等を設定し、毎年、指標の実績を測定し、その目的がいかにか果たされたか、その目的達成度により手段の有効性等の評価を行うものである。しかし、成果指標、活動指標について内部的業務として数値目標のないものや指標あるいは目標数値について客観性や妥当性に欠けると思われるものが多く見受けられた。今後、上下水道局の業務について、市民の理解を得るために業務棚卸表を利用して説明する機会が増えることが予想されるので、再度、業務棚卸表を見直し、客観的かつ具体的な指標や数値目標の設定について検討すること。【検討事項】

また、水道と下水道2つの異なる事業会計が混在する所属があり、課単位での業務棚卸表の総括表は作成しづらい状況であるが、各課の基本表に基づき上下水道局全体または事業会計ごとに目的、目標を定めた総括表を作成し、経営の効率化、健全化の推進に努めること。【努力要望事項】

上記対象課～【全所属】

(2) 労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について

時間外勤務については、1人当たりの年平均で360時間を超える所属はないが、水道料金システムの開発等により一時的に業務量が増えたことや人員削減等により、前年度より時

間数が増加している。その中で、時間外勤務時間数が年間600時間以上の職員がいる所属が複数存在しており、課、係、職員によってかなりの偏りがある。については、労働基準法・労働安全衛生法など労務管理制度を所属長が十分理解・認識し職員の健康管理に注意しながらその徹底に努めるとともに、今後とも、上下水道局全体で人員配置と事務分担の適正化、応援体制の見直しを行い、業務遂行の効率性の面からも引き続き時間外勤務の縮減に努めること。【努力要望事項】

上記対象課～【経営企画課】【水道施設課】【水道建設課】【下水建設課】

(3) 外部委託と技術技能の継承について

施設の保守・点検、維持管理及び検査業務等の外部委託業務が多くなってきているが外部委託するときは、委託しても問題のない技術かどうか、秘密保持を要するものかどうかについて注意をするとともに、職員の高齢化、退職が進むなか業務に必要な技術技能をマニュアル化し、技術技能の継承と後継者の育成に努めること。【努力要望事項】

上記対象課～【総務課】【水道施設課】【水道建設課】【下水施設課】【下水建設課】

(4) 災害の防止について

公務災害は事業者の管理責任が問われることになる。日常から職員一人一人の健康、体調面に配慮し、災害が発生しない健康で快適な職場環境づくりに努めること。また、災害が発生した場合は、直ちに対応し安全衛生委員会へ状況報告を行うとともに再発防止に努めること。【努力要望事項】

上記対象課～【水道施設課】【水道建設課】【下水施設課】【下水建設課】

< 各課個別事項 >

【総務課】

(1) 公有財産の使用許可について

市が所有する行政財産としての土地を個人または自治会等に無償で使用許可をしている場合があるが、それに対する明確な基準が存在しない。公平性及び透明性の見地から市民に対して説明責任を果たせるように、市の関係部署とも協議して行政財産の目的外使用料の減免に関する基準の作成について検討を行うこと。【検討事項】

(2) 阿瀬知川浄化啓発事業委託について

E M菌による河川浄化の効果を出すには継続して投入する必要があるということで、平成14年度から継続して委託が行われているが、活動内容の報告は受けているものの、効果を数値的に測定した報告は求めている。一定の目途を持たないとエンドレスの委託事業になる可能性があるため、何らかの検証を行ってその効果を見極めること。【検討事項】

【経営企画課】

(1) 長期的な経営計画の見直しについて

下水道事業の1千億円を超える多額の負債を抱えている現状を考え、下水道事業のコストと投資効果の比較を行い、投資が有効に機能するのかの検証を行うとともに、財政力を含めて総合的に四日市市の身の丈に合った事業の展開を図る必要がある。したがって、長期的な下水道事業そのものの再検討を行うとともに、下水道料金の引上げも考慮に入れて、資金計画及び経営計画を見直し、その内容について市民に対して分かりやすく明確に示し説明責任を果たすこと。【検討事項】

【営業課】

(1) 滞納徴収業務の委託について

使用料等の滞納徴収業務を民間に委託しているが、訪宅して徴収を行う際の対応マニュアルが遵守されているかの確認を常時怠らないこと。また、多額の委託経費がかかっていることから、コストと回収効果を比較してその採算性についての検証を行うこと。【検討事項】

(2) 収納システムについて

従来からの上・下水道使用料収納業務に、平成19年度から新たに農業集落排水、コミュニティ・プラントなどの収納業務が増えているが、将来的に収納システムの統合について検討すること。【検討事項】

【水道施設課・水質管理室・水源管理センター】

(1) 業務の委託化について

施設の維持管理業務委託を進めているが、トラブルが生じた際に即時に対応が可能な体制、またトラブルが生じる、生じないにかかわらず安全を担保できる局内の危機管理体制を確立するとともに、日頃から委託業者の指導ができる人材の育成を図ること。【努力要望事項】

【水道建設課・水道維持管理センター】

(1) 工事期間の調整について

道路、河川、橋梁など同一個所で異なる施工者が順次工事を実施し、長期間工事中になっている場合がある。国施工、県施工、市施工など事業主が異なり、工種・工法も異なる事情はあるが、それぞれの事業者が連携して工程の調整や工事の相互委託などできる限り短期間で工事を完了するよう努力すること。【努力要望事項】

【下水施設課・日永浄化センター】

(1) 樹木剪定等の委託について

日永浄化センターにおいて、平成18年度に樹木剪定中の労災事故が1件発生しているが、日永浄化センター場内は危険な箇所が多く、種々の作業が事故に結びつく可能性が高い環境にある。一方で他の施設においては樹木剪定作業を業者委託しているところもあることから、委託業務の基準を明確にして、本来業務以外の不慣れな部分についてはできるだけ専門業者に委託するほうが望ましい。【努力要望事項】

(2) 業務内容のマニュアル化について

当課においては、ポンプ運転操作マニュアルを整備し、見直しを行っているが、今後、外部委託の拡大や熟練職員の退職が進む中、業務を引き継いだ担当職員の知識や技術の不足が懸念されるため、業務のマニュアル化は非常に重要である。マニュアルづくりに力を注いでいることは評価に値するので、ぜひそうした取組みを他の職場にも広げるように要望する。【努力要望事項】

【下水建設課】

(1) 一者単独随意契約について

樋門・スクリーン点検業務委託をはじめ様々な委託業務について一者単独随意契約が多い。その理由としては、地域の実情を一番よく理解している地元業者とのつながりの重視という観点からの契約が多いためと思われるが、見積り、契約金額について十分精査して地元業者と緊張感を保持し、また、緊急時に民間の協力や支援が直ちに受けられる体制づくりにも引き続き配慮してもらいたい。【努力要望事項】